

○規則第二条に定める宿日直勤務の承認について

(昭和52年4月1日)

(沿革)

昭和52年12月27日	昭和53年4月1日
昭和59年3月31日	平成6年9月30日
平成8年3月22日	平成12年3月31日
平成14年4月1日	平成15年4月1日
平成18年8月10日	平成19年3月30日
平成22年2月23日	平成24年3月22日
平成26年3月20日	平成30年12月17日
令和8年2月19日改正	

1 第2条第2号の宿日直勤務

- 一 警察本部において事件指揮、相談等の受理、警備、事件の捜査、調査、処理等及び初動対応を行うための宿日直勤務（平成26年3月20日人事委員会指令第25号、平成26年4月1日適用）
- 二 警察署における宿日直勤務（昭和46年2月24日人事委員会指令第60号、昭和46年1月1日適用）
- 三 警察本部において行う総合宿日直勤務（昭和48年3月31日人事委員会指令第65号、昭和48年4月1日適用）
- 四 警察学校における宿日直勤務（昭和46年2月24日人事委員会指令第60号、昭和46年1月1日適用）
- 五 消防学校における宿日直勤務（昭和47年7月26日人事委員会指令第21号、昭和47年7月1日適用）
- 六 小、中学校の寄宿舎における舎監の宿日直勤務（昭和49年3月28日人事委員会指令第40号、昭和49年4月1日適用）
- 七 県立特別支援学校及び高等学校の寄宿舎における宿日直勤務（昭和51年3月27日人事委員会指令第58号、昭和51年4月1日適用）
- 八 県立高等学校における生徒の教育実習指導に伴う宿日直勤務（昭和51年3月27日人事委員会指令第58号、昭和51年4月1日適用）
- 九 高等技術専門校における宿日直勤務（昭和51年3月27日人事委員会指令第58号、昭和51年4月1日適用）
- 十 県立特別支援学校における寄宿舎指導員の宿日直勤務（昭和49年2月19日人事委員会指令第35号、昭和49年2月19日適用）
- 十一 児童相談所及び成徳学校における宿日直勤務（昭和59年3月31

日人事委員会指令第49号、昭和59年4月1日適用)

十二 食肉衛生検査所、食肉地方卸売市場及びダム管理事務所における宿日直勤務（昭和52年4月1日人事委員会指令第2号、昭和52年4月1日適用)

十三 農業に関する学科を置く県立高等学校における動物又は植物の管理等のための宿日直勤務（令和8年2月19日人事委員会指令第7号、令和8年4月1日適用)

2 第2条第3号の常直勤務

一 成徳学校における常直勤務（昭和52年4月1日人事委員会指令第2号、昭和52年4月1日適用)